

# 令和5年度脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業に係る公募要領

大阪府では、2025年大阪・関西万博開催時にカーボンニュートラルやプラスチックごみゼロに資する先進性のある実装可能技術を広く発信し、府内で普及させるため、府民・来阪者にアピールしやすい民間施設等に環境・エネルギー先進技術を導入するとともに、環境改善効果（CO<sub>2</sub>削減効果等）の発信を行うモデル事業を民間事業者等への補助事業として実施します。

## 1 公募事業の内容

### (1) 事業名

脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業

### (2) 事業の趣旨・目的

気候変動や海洋プラスチック問題の解決に向け、「パリ協定」や「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」といった国際的な長期目標が設定されるなか、大阪府においては、CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロ、プラスチックごみゼロの実現をめざし、更なる取組みを進めているところです。これらの実現には、府内の状況に応じた、先進的かつ効果的な環境・エネルギー技術の導入及び府内での普及が重要であることから、大阪・関西万博の開催に先立って、先進技術をPR効果の高い府内の民間施設等に導入し、環境改善効果（CO<sub>2</sub>削減効果等）を発信するモデル事業を公募し、助成するものです。

### (3) 公募する取組み

脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル等

○府内の民間施設等に脱炭素分野又は海洋プラスチック対策分野の先進技術（海洋プラスチック対策分野については、新たな販売システム等を含む。）をモデル導入する。

○環境改善効果（CO<sub>2</sub>削減効果等）をリアルタイムで発信する。

○脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入設備であることや環境改善（CO<sub>2</sub>削減効果等）の仕組みなどを表示した看板等を設置する。

○当該脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術及び環境改善効果（CO<sub>2</sub>削減効果等）をPRする。

## 2 補助内容

### (1) 補助対象者

民間事業者又は複数の民間事業者による共同企業体、NPO等（以下「民間事業者等」という。）  
（国及び地方公共団体以外）

### (2) 補助対象

「1 (3) 公募する取組み」に記載する取組みに要する費用

### (3) 補助額

補助率2分の1

補助額の上限は脱炭素先進技術1,000万円、海洋プラスチック対策先進技術500万円

### (4) 補助件数

各技術1件（脱炭素先進技術1件、海洋プラスチック対策先進技術1件）

### 3 応募受付期間

令和5年6月28日（水）から令和5年7月28日（金）まで

### 4 補助対象者（応募できる方）

補助対象者（応募できる方）は、民間事業者等であって、次に掲げる者を除きます。  
また、共同企業体で参加する者にあつては、構成員のうち一部の者が次に掲げる者であれば、応募することができません。

- ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- ウ 宗教活動や政治活動を目的にしている者
- エ 大阪府補助金交付規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当する者

### 5 応募条件

- (1) 脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術を府内で普及させるため、府民・来阪者にアピールしやすい民間施設等に導入すること。
- (2) 大阪府内の市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定される市街化区域）において、人が通行し、とどまり、又は近づくことができる場所であつて、民間事業者等が保有又は管理する土地や施設に整備すること。
- (3) 交付決定後、すみやかに施工に着手し、令和6年3月15日までに施工完了すること。
- (4) 今回整備した設備等の設置・維持管理、環境改善効果（CO<sub>2</sub>削減効果等）の定量的な把握、当該脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術及び環境改善効果（CO<sub>2</sub>削減効果等）のPR、本事業による府内の環境・エネルギー先進技術の普及促進効果の把握について、5年間継続して行うこと。なお、当該年度の翌年度6月末までにその実施状況及び効果を報告すること。
- (5) 応募は1者1提案とすること（別途、共同企業体構成員として参加する場合は提案可能）。

### 6 補助対象経費

応募事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、契約（リース契約を含む）、発注、購入等を行い、かつ証拠書類によって金額が確認できる次に掲げる経費を補助の対象とします。

なお、国その他の団体からの補助金や寄付金その他の収入がある場合補助対象経費から差し引きます。

対象経費	内 容
工事・調査費	脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術の導入に必要な工事等に要する経費、 環境改善効果（CO <sub>2</sub> 削減効果等）の発信に必要な工事等に要する経費 ■本工事費 ＜直接工事費＞

	<p>材料費、労務費、直接経費          &lt;間接工事費&gt;          共通仮設費、現場管理費、一般管理費</p> <p>■ 附帯工事費          ■ 機械器具費          ■ 測量及び試験費 等</p>
備品購入費	脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入設備の購入費、環境改善効果（CO <sub>2</sub> 削減効果等）の発信に必要な機器類の購入費
広報費	脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術及び環境改善効果（CO <sub>2</sub> 削減効果等）のPRに必要な備品や消耗品購入費、印刷費等
使用料及び賃借料	脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入設備の借用費（リース代）、環境改善効果（CO <sub>2</sub> 削減効果等）の発信に必要な機器類の借用費（リース代） ※令和6年3月15日までの借用費（リース代）のみ補助対象となります。 この場合も、設備等の設置・維持管理等は5年間継続して行う必要があります。

## 7 事業実施の流れ

事業時期	内 容
令和5年度	
6月28日から7月28日まで	公募期間
8月から9月まで	提案事業の審査・選定 補助対象事業の決定 補助金の交付申請・交付決定 ※事業着手は交付決定以降にしなければなりません。
3月15日まで	施工完了
施工完了後	実績報告 ・設備の整備状況や支出額等について、府が確認を行います。 補助金額の確定・交付
令和6年度から令和10年度	
通年	脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入設備供用 環境改善効果（CO <sub>2</sub> 削減効果等）を発信 先進技術及び環境改善効果（CO <sub>2</sub> 削減効果等）のPR 先進技術の普及促進効果の把握
翌年度6月末まで	供用・発信状況の報告 環境改善効果（CO <sub>2</sub> 削減効果等）・先進技術の普及促進効果の報告

## 8 応募の手続き

本事業の提案に関する応募手続等は、以下のとおりです。

「4 補助対象者」、「5 応募条件」等を確認の上、必要な書類を募集期間内に提出してください。

### (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

#### ア 配布期間

令和5年6月28日（水）から令和5年7月28日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

#### イ 配布方法

「オ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府ホームページ  
([https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/kankyogijutsu/datsutanso\\_senshin.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/kankyogijutsu/datsutanso_senshin.html))からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

#### ウ 受付期間

令和5年6月28日（水）から令和5年7月28日（金）まで（必着）  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

#### エ 提出方法

「オ 配布場所及び受付場所」への持参又は郵送（「特定記録郵便」又は「簡易書留」）で行ってください。

提出の際は電子媒体（メールもしくはCD-R）の提出も併せて行ってください。

電子メールで提出した場合、必ず電話にて当課あて受信の確認をお願いします。（電話は平日午前10時から午後5時まで）

#### オ 配布場所及び受付場所

大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課戦略企画グループ  
所在地：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階  
電話番号：06-6210-9549  
電子メール：eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp

#### カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

### (2) 応募書類

#### ① 脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業企画提案書

（応募様式第1号）：正本1部、副本10部

#### ② 事業計画書（応募様式第2号）：正本1部、副本10部

#### ③ 共同企業体で応募する場合

ア 共同企業体届出書（応募様式第3号）：正本1部、副本10部

イ 共同企業体の協定書（写し）：正本1部、副本10部

#### ④ 直近2年間分の決算関係書類（写し）：正本1部、副本10部

#### ⑤ 納税証明書（未納がないことの証明：発行日から3か月以内のもの）：各1部

ア 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

（大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの）

イ 税務署発行の納税証明書

※共同事業体で参加する場合は、すべての構成員について④・⑤の提出をお願いします。

### (3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) その他

ア 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれをA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（メールもしくはCD-R）での提出もお願いします。

イ 表紙及び背表紙には応募事業の名称と応募事業者名を記入してください。

<記入例>「令和5年度脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業提案書  
○○○技術導入モデル事業 株式会社○○（法人名）」

ウ 提出する副本は、応募事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報が記載されている当該箇所を黒塗りしてください。

エ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が修正や追加提出等を求める場合を除く）。

## 9 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和5年7月14日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。なお、電子メールの件名は「【質問：脱炭素・海洋プラスチック対策先進技術導入モデル事業】」としてください。

ア 電子メール送信後、必ず電話にて当課あて受信の確認をお願いします。（電話は平日午前10時から午後5時まで）

イ 質問への回答は、大阪府ホームページ

（[https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/kankyogijutsu/datsutanso\\_senshin.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/kankyogijutsu/datsutanso_senshin.html)）に掲示し、個別には回答しません。

## 10 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査・評価の基準に基づき、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において審査を行い、部会としての評価点を決定し、その結果を踏まえ、大阪府知事は上位各1事業（脱炭素先進技術1件、海洋プラスチック対策先進技術1件）を補助対象事業として決定します。ただし、予算の範囲内で対象事業数を増加することがあります。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

ウ 審査の結果、部会としての評価点が60点未満となった事業は原則として採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査・評価の基準

審査項目		評価の基準	配点
環境改善効果 (脱炭素・プラスチック ごみゼロ効果)		・環境改善効果(CO2削減効果等)は十分期待できるか。	30
技術術	先進性	・市場に広く普及が進んでいない環境・エネルギー先進技術であるか。	15
	実装可能性	・社会ニーズや導入費用等を勘案し、今後、府内に広く普及が見込める環境・エネルギー先進技術であるか。	15
普及	実施場所	・実施場所が府民・来販者にアピールしやすい場所であって、環境・エネルギー先進技術の普及促進にふさわしい場所か。	10
	周知啓発	・府民・来販者に対して、環境・エネルギー先進技術やその環境改善効果を分かりやすく効果的に伝えることができるような工夫がなされているか。	10
	波及効果	・他の事業者に対して、環境・エネルギー先進技術の波及効果が十分期待できる周知方法・計画となっているか。	10
先進技術の普及促進効果の把握		・府内の環境・エネルギー先進技術の普及促進効果や事業者へのPR効果を的確に把握できる計画となっているか。	10
合計			100

(3) 次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- エ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

## 11 問い合わせ先

大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課戦略企画グループ

所在地：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階

電話番号：06-6210-9549 ファクシミリ番号：06-6210-9259

E-mail：[eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp)